

70歳以上75歳未満の国民健康保険の被保険者（高齢受給者）の医療機関等で支払う一部負担金の割合の判定基準について

世帯内に、70歳以上75歳未満の国民健康保険の被保険者（以下、高齢受給者）は何人いますか。

1人

2人以上

高齢受給者の令和4年度市町村民税課税標準額は145万円以上ですか。

世帯内に、令和4年度市町村民税課税標準額が145万円以上の高齢受給者はいますか。

はい

いいえ

はい

いいえ

高齢受給者の令和4年度の基礎控除額を差し引いた後の旧ただし書所得は210万円以下ですか。

2割負担

高齢受給者全員の令和4年度の基礎控除額を差し引いた後の旧ただし書所得は210万円以下ですか。

2割負担

はい

いいえ

はい

いいえ

2割負担

高齢受給者の令和3年中の収入額は383万円未満ですか。

2割負担

高齢受給者全員の令和3年中の収入額の合計は520万円未満ですか。

3割負担

いいえ

はい

はい

いいえ

世帯内に、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方がいますか。

基準収入額適用申請を行ってください。(注)

申請により判定し、2割負担を適用

はい

いいえ

高齢受給者と国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方全員の令和3年中の収入額の合計は520万円未満ですか。

はい

いいえ

基準収入額適用申請を行ってください。(注)

3割負担

申請により判定し、2割負担を適用

※ 課税標準額は、「市民税県民税税額決定・納税通知書」または「特別徴収税額の決定・変更通知書」の課税標準額の欄に記載されています（分離課税も含みます）。なお、「市民税県民税税額決定・納税通知書」は、非課税世帯には送付されません。

※ 旧ただし書所得は、総所得金額等から国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除額を差し引いた額です。

※ 収入や世帯の状況に変更があった場合は、一部負担金の再判定を行います。

(注) 市で世帯収入が把握でき、基準を満たすことが確認できた場合は、申請を省略できます。該当の方には2割と判定された保険証が届きますので、差し替えをお願いいたします。転入者等、市で世帯収入が把握できないときは申請が必要となるため、「国民健康保険基準収入額適用申請書」を送付いたします。